

議会改革項目の検討事項（検討結果）

大項目			協議 結果
中項目			
小項目			
I 町民と議会の関係について			
1 議会広報の発行			
	1	議会だよりの発行（年4回）	○現行どおり ・年4回発行。ページ構成は現行を基本として、町政への一言などの企画を見直すなどの検討を行う。 ・議案の質疑応答等については、事務局で原稿を作成する。
	2	議案の賛否公表	●改善・見直し ・賛否が分かれた議案については、議員の賛否を掲載する。あわせて、賛否の意見もできるだけ掲載するようにする。
	3	一般質問者へのページ割り（1ページ）	○現行どおり ・一般質問者へのページ割りは、1ページとする。
	4	本議会の質疑応答	○現行どおり ・重要議案と思われるものを事務局で選択して掲載する。 ・質問した議員は、できるだけ全員を掲載する。
	5	その他の必要な事項	○現行どおり ・議員協議会での重要な案件の議論結果や、一部事務組合議会での重要案件なども必要に応じて掲載する。
2 議会ホームページの充実			
	6	議員紹介（写真付きで経歴など）	○現行どおり ・議員の顔写真は掲載しない。（要検討） ・氏名、議席、議員歴、所属委員会のみ

大項目			協議 結果
中項目			
小項目			
	7	議会ホームページでの情報提供（会期日程ほか）	○現行どおり ・町ホームページ内へ「板倉町議会」として掲載する。 単独の議会ホームページは開設しない。
	8	議会資料の提供〔HPで事前公表（一般質問）〕	○現行どおり ・定例会・臨時会のスケジュールを掲載し情報提供に努める。 ・一般質問通告者及び内容を掲載し情報提供に努める。
	9	会議録の公開（定例会及び臨時会）	○現行どおり ・平成19年より、町ホームページへ議会会議録を掲載している。 引き続き、議会会議録を掲載する。
	10	ネット配信の拡大（定例会録画中継など）	●改善・見直し ・定例会のテレビ中継やネット配信など考えられるが現庁舎への設備投資は厳しい状況。新庁舎建設も間近に迫るので、建設計画を進める中で議会設備内容の検討を行う。
	11	その他の必要な事項	○現行どおり ・掲載内容を変更する場合は、議員全員協議会で検討を行う。
<b>3 議会傍聴者への対応</b>			
	12	傍聴者への資料提供	●改善・見直し ・平成25年第1回板倉町議会定例会(3月)より、傍聴者への資料として、議案書、予算書及び決算書など資料を提供する。 ・一般質問の日は、時間割及び通告内容の資料を提供する。
	13	議会の開催周知方法など	●改善・見直し ・町広報紙へ議会定例会の会期日程、主な議案名、一般質問通告者及び質問要旨を掲載し、傍聴を促す。 ・議会運営委員会は、前月の広報紙校正日前に開催する。 ・定例会の開催は、毎戸に広報紙が届く10日過ぎを初日とする。 〔平成24年第4回板倉町議会定例会(12月)より実施〕

大項目			協議 結果
中項目			
小項目			
	14	傍聴者数の制限	○現行どおり ・議会傍聴規則で定めている30人とする。 ・現在の議場の環境では、傍聴者を増やすことは限界がある。
<b>4 議会の開催方法</b>			
	15	夜間議会の開催	▲要検討(時期尚早)・調査研究 ・群馬県内では、夜間議会の開催はなし。全国で15自治体で実施。
	16	土日議会の開催	▲要検討(時期尚早)・調査研究 ・群馬県内では、土日議会の開催はなし。全国で30自治体で実施。
	17	子ども議会の開催	▲要検討(時期尚早)・調査研究 ・館林市議会で子ども議会(小学生高学年)を開催していることから館林市を調査して検討を重ねる。
<b>5 町民への働きかけ</b>			
	18	住民懇談会となる議会報告会の開催	●改善・見直し ・議会基本条例制定後、年1回以上議会報告会を開催する。 ・板倉町議会基本条例運用基準で定めたとおり実施する。
	19	議会アンケートの実施	●改善・見直し ・町議会に対する意識を把握するため、アンケートを実施。 ・平成24年6月区長会にて依頼し7月回収。 ・結果報告：いたくら議会だより11月号(123号)で掲載。
	20	常任委員会などで町民公聴活動の実施	○現行どおり ・必要に応じて実施する方向。

大項目			協議 結果
中項目			
小項目			
<b>Ⅱ 議会と町長(執行部)等との関係</b>			
<b>6 議会の評価</b>			
	21	政策執行に対する議会の評価(事業評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●改善・見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会としてのチェック機能を発揮するため、事務事業評価を行う。</li> <li>・板倉町議会基本条例運用基準で定めたとおり実施する。</li> </ul> </li> </ul>
	22	予算・決算特別委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●改善・見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算決算常任委員会を設置し、議会で予算・決算を十分に審査する。</li> <li>・板倉町議会基本条例制定にあわせて、委員会条例を改正する。</li> </ul> </li> </ul>
	23	各計画への議員参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●改善・見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・板倉町議会基本条例のなかに、議会の議決事件として町の将来計画(総合計画・地域防災計画等)を定める。</li> <li>・町が策定する各種の計画策定時には、議員は参画しないで、議会は議会として策定された計画を審査し、必要に応じて修正などの要望を行う。</li> </ul> </li> </ul>
	24	その他の必要な事項	○現行どおり
<b>Ⅲ 議会の組織・構成等</b>			
<b>7 議員定数</b>			
	25	議員定数の見直し、削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行どおり <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年第3回板倉町議会臨時会(12月)時に、定数14人から定数12人へ削減したばかりであるため、現状維持とする。</li> </ul> </li> </ul>

大項目			協議 結果
中項目			
小項目			
<b>8 議員報酬等</b>			
	26	議員報酬の見直し	<p>●改善・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・板倉町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定 議員報酬の削減：議長10%、副議長7%、その他の議員5% 期間：平成25年7月1日～平成26年3月31日</li> </ul>
<b>9 任期など（各種の委員会等）</b>			
	27	正副議長の任期（2年）の見直し	○現行どおり 先例集のとおりとする。
	28	各種委員会の任期（2年）の見直し	○現行どおり 委員会条例のとおりとする。
<b>10 役員選挙</b>			
	29	正副議長の立候補制採用	○現行どおり ・正副議長の立候補制は、採用しない。
<b>11 議員の服務規程</b>			
	30	議員の服務規程の徹底	○現行どおり ・議員個人のモラル徹底に努める。

大項目			協議 結果
中項目			
小項目			
IV 議会の運営等及び機能			
12 議会の開催			
	31	通年議会の開催等	○現行どおり
	32	議会開催日程の見直し(会期の日数、休憩時間)	<b>●改善・見直し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴者の増加を図るため、議会日程を広報紙へ掲載。そのため、議会初日を10日過ぎとする。</li> <li>・健康管理上、休憩時間を1時間に1回入れるよう努める。</li> </ul>
13 一般質問			
	33	対面式 一問一答方式の導入	○現行どおり <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問は、一問一答方式とし、質問時間は、60分とする。</li> </ul>
	34	質疑時間及び制限回数	<b>●改善・見直し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑回数は3回までとなっていたが、質疑応答が十分に審議されていなかったため、一問一答方式により60分以内とする。</li> </ul> ※会議規則第54条を改正
	35	通告期限の見直し	○現行どおり <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営委員会の開催日の前日までとする。</li> </ul>
	36	反問権の付与(対執行機関)	<b>●改善・見直し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・板倉町議会基本条例のなかに、執行部側の議員に対する質問の趣旨確認を認める条項をもちこむ。</li> </ul>

大項目			協議 結果
中項目			
小項目			
14 行政報告（質疑など）			
	37	行政からの報告（専決処分を含む）に対する質疑の実施	○現行どおり ・議会での報告事案は、説明のみで通常質疑は許されていない。 ・事前に、議員協議会等で説明を受けるものとする。
15 附属機関の設置			
	38	附属機関の設置	▲要検討（時期尚早）・調査研究 ・これまで議会では学識経験者を必要とする専門性の高い案件はなかった。
16 議員間討議			
	39	議員間討議の実施	●改善・見直し ・板倉町議会基本条例のなかに、条項をもりこむ。 ・議会は、執行部に対する質疑を経て可否を決するが、執行部の説明、質疑の後に議員間討議を行うことで合意形成を図る。 ・議員自らの意見や考え方を述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾け、議員相互間において十分に討論及び議論を尽くして合意形成に努めるものとする。
17 委員会関係			
	40	予算・決算特別委員会の設置	●改善・見直し ・予算決算常任委員会を設置し、議会で予算・決算を十分に審査する。 ・板倉町議会基本条例制定をあわせて、委員会条例を改正する。
	41	常任委員会の定例開催（月1回）	●改善・見直し ・板倉町議会基本条例運用基準で定めたとおり実施する。 ・原則として、毎月定例開催を基本にし、事業評価を行い政策立案・政策提言へ繋げるよう努める。

大項目			協議 結果
中項目			
小項目			
	42	請願者・陳情者に発言機会の付与	<p>●改善・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町外からの陳情案件の取扱のほとんどを議会へ上程し審査対象としてきたが、近隣の議会にならない紹介議員を付したものの以外は議会へ上程しないものとする。請願と同様の扱いとする。</li> <li>・町内からの陳情は、現行どおり取り扱うものとする。</li> <li>・請願・陳情者の説明を聞く場合は、議運で決定する。</li> </ul>
	43	参考人制度、公聴会制度の活用	<p>○現行どおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて実施する方向。</li> </ul>
<b>V 議会の専門性等</b>			
<b>18 議員研修</b>			
	44	議員研修の充実(全体、特別委員会)	<p>○現行どおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に研修へ参加し研鑽に努める。</li> </ul>
	45	常任委員会研修の充実(2泊3日)	<p>●改善・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会合同の視察研修として、研修内容の充実を図る。あわせて、研修費用の削減に努める。</li> </ul>
<b>19 議会事務局</b>			
	46	議会事務局の機能・体制の強化	<p>●改善・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会活動が活発に行われれば、事務局の業務量の増加が見込まれる。必要に応じて体制強化に努める。</li> </ul>